議第146号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事　　嘉　　田　　由 紀 子

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成４年滋賀県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第３条中「測定した」を「測定し、または測定したものとした場合における」に、「発して」を「生じさせて」に改める。

第４条中「違反して拡声機による暴騒音を発している」を「違反する行為（以下「違反行為」という。）をしている」に改め、同条に次の１項を加える。

２　警察署長は、前項の規定による命令を受けた者が更に反復して違反行為をしたときは、その者に対し、24時間を超えない範囲内で時間を定め、かつ、区域を指定して、拡声機の使用の停止を命ずることができる。

第５条の見出しを「（複数の拡声機の使用に対する勧告および移動命令）」に改め、同条中「同時に」を削り、「使用している場合であって」を「使用しており、かつ」に、「よって発せられる」を「より生じている」に、「なっており、かつ」を「なっている場合において」に、「の使用」を「を使用している者」に、「拡声機を使用している者」を「者」に改め、同条に次の１項を加える。

２　警察官は、前項の規定による勧告を受けた者がその場所にとどまり、かつ、引き続き暴騒音が生じているときは、これらの者に対し、当該暴騒音の発生の防止のために、その場所からの移動を命ずることができる。

第９条第１項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役または20万円以下の罰金に処する。

(1) 第４条第１項または第５条第２項の規定による警察官の命令に違反した者

(2) 第４条第２項の規定による警察署長の命令に違反した者

付　則

この条例は、平成24年４月１日から施行する。